

追加受付

(令和6年度)

一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書

【 県内建設業者 】

作成の手引き

徳 島 県

目 次

第1 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書の作成要領	
【県内建設業者】	1
1. 申請書等作成方法	3
2. 地区コード表	12
3. 希望工事種別表	13
第2 入札参加資格審査申請書提出後の手続について	14

※ 様式ダウンロード先

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>

【<県内建設業者>申請様式】Excel

- | | |
|----|--|
| 1 | 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（様式第1号） |
| 2 | 営業所一覧表（様式第2号） |
| 3 | 営業所及び機械器具・保管資材の写真貼付台紙 |
| 4 | 暴力団排除に関する誓約書 |
| 5 | 業者カード |
| 6 | 特殊機械所有状況等報告書
・特殊機械の写真貼付用紙
・特殊機械の車検証及び特定自主検査記録表（報告書）等添付用紙 |
| 7 | 障がい者、若年者あるいは女性職員の雇用状況一覧表 |
| 8 | ボランティア活動等実績申告書 |
| 9 | 消防団員の雇用状況一覧表 |
| 10 | 消防団加入証明書 |
| 11 | （記入例）消防団加入証明書 |
| 12 | 10の証明窓口一覧表 |
| 13 | 徳島県土木施設アドプト支援事業及び緊急出動に係る申告書 |
| 14 | 県外における大規模災害時の支援活動に係る申告書 |
| 15 | 県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動に係る申告書 |
| 16 | 提出書類チェックリスト |

(令和6年度 追加受付)
一般(指名)競争入札参加資格審査申請書の受付について
【共同受付に係る共通審査書類(県内建設業者)】

はじめに

徳島県及び参加市町村は、入札参加資格審査申請の共同受付を実施します。

既に令和5・6年度の入札参加資格を取得している場合は、今回の申請は不要です。

また、令和6年度において「希望自治体(市町村)」の追加を希望される方は、別に掲出している「希望市町村の追加について」を参照してください。

【参加市町村】

徳島市、阿南市、阿波市、美馬市、三好市、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町

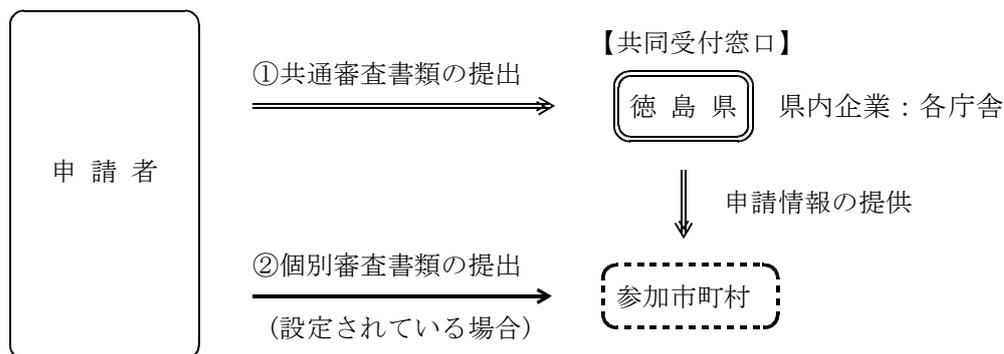
徳島県あるいは参加市町村が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加を希望する方は、この「手引き」により作成した「共通審査書類」(4 申請書類A、B、C)を県の窓口、参加市町村が個別に設定した「個別審査書類」(別添一覧表)を各市町村窓口提出してください。

※ 参加市町村にのみ入札参加を希望し、徳島県には入札参加を希望しない場合でも徳島県に共通審査書類を提出してください。

※ 参加市町村ごとに定められた「個別審査書類」は、県に提出する必要はありません。

※ 共同受付の詳細は、別添の「共同受付案内」及び「市町村の個別審査書類等一覧表」ファイルを参考にしてください。

【共同受付の流れ】



以下は県に提出する「共通審査書類」の作成要領及び県の入札参加資格に関して記載しています。

1 申請書受付期間及び県の資格有効期間

申請書受付期間	左の受付分の資格有効期間
令和6年7月1日～10日	令和6年8月1日～令和7年3月31日
令和6年7月11日～8月10日	令和6年9月1日～令和7年3月31日
令和6年8月11日～9月10日	令和6年10月1日～令和7年3月31日
令和6年9月11日～10月10日	令和6年11月1日～令和7年3月31日
令和6年10月11日～11月10日	令和6年12月1日～令和7年3月31日
令和6年11月11日～12月10日	令和7年1月1日～令和7年3月31日

※期間中の土・日・祝日を除く。

※受付時間は午前9時30分から午後4時30分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

- 2 申請場所 所轄の総合県民局県土整備部 又は 東部県土整備局
 東部県土整備局〈徳島〉契約・指導担当 (〒770-0865 徳島市南末広町6-36)
 鳴門総合サービスセンター企画総務担当 (〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128)
 東部県土整備局〈吉野川〉総務担当 (〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1)
 南部総合県民局県土整備部〈阿南〉企画担当 (〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46)
 南部総合県民局県土整備部〈那賀〉企画担当 (〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1)
 南部総合県民局県土整備部〈美波〉企画担当 (〒779-2305 海部郡美波町奥川内字弁才天17-1)
 西部総合県民局県土整備部〈美馬〉企画担当 (〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73)
 西部総合県民局県土整備部〈三好〉企画担当 (〒778-0002 三好市池田町マチ2415)

- 3 申請方法 郵送あるいは持参による。
 ※ 郵送の場合は、提出書類に不備がなくなった日を受付日とするので、注意してください。

4 申請書類

次のとおり。様式ダウンロード先は、<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>
 各証明書類等は、申請書提出時の直前3か月以内の発行のものとし、

(1) 申請書類A (No. 9～12以外はファイル綴じ、各1部。○数字の書類は必須。)

No.	提出書類A一覧表
①	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書【県内工事】(様式第1号)
2	営業所一覧表(様式第2号) ※建設業法上の営業所が複数ある場合
③	登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(いずれも 原本)
④	労災保険料の申告納付状況証明書 又は 労災保険未加入証明書(いずれも 原本)
⑤	社会保険料納入確認(又は証明)書(原本)
6	建設業労働災害防止協会加入証明書 ※直近の経営審査時に提示したものの写しで可
⑦	営業所の見取図及び写真(6枚)
⑧	暴力団排除に関する誓約書
⑨	業者カード
⑩	提出書類チェックリスト
11	特殊機械所有状況等報告書 ※ほ装、区画線、法面処理工事を希望する場合
12	返信用封筒 ※郵送の場合 ・所在地、宛名を記入の上、所定額の切手を貼付すること。 ・受付票を郵送します。(受付票のFAX送信はできません。)

一覧の順番にファイル(A4版)綴じし、背表紙に、「令和6年度入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。

直近の経営事項審査を受審して以降、所在地、商号及び代表者等を変更している場合は、許可あるいは入札参加資格申請事項の「変更届」の会社控え(所管庁舎の受付印のあるもの)の写しを添付してください。

No.9「業者カード」、No.10「提出書類チェックリスト」はファイルにクリップ留めしてください。

No.11「特殊機械所有状況等報告書」については左上ホチキス留めにしてください。

(2) 申請書類B (ホチキス留め、各1部。○数字の書類は必須。)

No.	提出書類B一覧表
①	業者カード
2	営業所一覧表(様式第2号) ※建設業法上の営業所が複数ある場合のみ
③	総合評定値通知書の写し
4	障がい者、若年者あるいは女性職員の雇用状況一覧 ※該当する場合のみ
5	4に関する証明書、雇用等を証する書類
6	格付けに係る技術者数及び職員数 ※令和6年度の経営事項審査を受審済みの場合のみ (1年以上継続して勤務している者の人数の記載が必要)
7	ボランティア活動等実績申告書 ※該当する場合のみ(活動資料、証明書等を含む。)
8	消防団員の雇用状況一覧表 ※該当する場合のみ
9	8に関する証明書(原本)、雇用等を証する書類
10	CCUSの事業者登録を確認できる書類 ※該当する場合のみ

一覧の順番にホチキス留めし(左上1か所のみ)、提出してください。

(3) 申請書類C (ホチキス留め、各1部。提出書類BのNo.7とは別、6(18)に該当する場合にのみ提出。)

No.	提出書類C一覧表
1	徳島県土木施設アドプト支援事業及び緊急出動に係る申告書 県外における大規模災害時の支援活動に係る申告書
2	県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動に係る申告書

一覧の順番にホチキス留めし(左上1か所のみ)、提出してください。

5 申請書類の作成方法

(1) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1号）

電話番号及びファクシミリ番号は必ず主たる営業所の番号を記載してください。

入札参加を希望する自治体の欄に「○」を記入してください。

市町村に入札参加を希望する場合は、各市町村が設定している「個別審査書類」を市町村窓口に出してください。

(2) 営業所一覧表（様式第2号）

申請日現在で作成してください。

(3) 登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）（いずれも原本）

法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は身分証明書を提出してください。

(4) 労災保険料の申告納付状況証明書又は労働保険（労災保険）未加入証明書（原本）

元請工事がなく全工事下請工事のため労災保険料の納付が必要ない場合については、徳島労働局発行の「労働保険（労災保険）未加入確認願」（原本）を提出してください。

なお、「労働保険（労災保険）未加入確認願」の発行には、経営事項審査に添付した工事経歴書（直前3年分）の写しが必要となります。

（問合せ先 徳島労働局労働保険徴収室（電話088-652-9143））

(5) 社会保険料納入確認（又は証明）書（原本で、未納がないことを証明したもの）

ア 社会保険の強制適用事業所（法人及び従業員5人以上の個人事業所）

・ 社会保険の適用事業所は、年金事務所発行の社会保険料納入確認書等を提出してください。

・ 社会保険料納入「確認」書の場合、証明機関で証明してもらう「対象期間」の指定について

対象期間の欄が「確認日における全期間」との表記になっている場合は、指定は不要です。

対象期間の記載が必要な場合は、年金事務所への申請月の前々月から遡って24か月としてください（令和6年12月申請であれば、令和4年11月～令和6年10月）。

・ 健康保険の適用除外申請をしている事業所は、これに加えて、所属する国民健康保険組合発行の健康保険料納入証明書を提出してください。

※ 健康保険の適用除外申請をしている事業所についても、厚生年金保険について年金事務所発行の社会保険料納入確認書等を提出してください。

イ その他の個人事業所（事業主分のみ）

・ 所属する国民健康保険組合又は市町村発行の国民健康保険料（税）納入証明書を提出してください。

・ 事業主が世帯主でない場合は、国保世帯主の納入証明書を提出してください。

(6) 建設業労働災害防止協会加入証明書

建設工事の種類のうち、土木一式工事又は建築一式工事の経営事項審査を受審し、「(別表2)希望工事種別表」の「01一般土木工事」、「02交通安全施設工事」、「03標識設置工事」、「05プレストレストコンクリート工事」、「06グラウト工事」、「21建築工事」を希望する場合に必要となります。

直近の経営事項審査を受審した際に

・ 証明書の原本を提出している場合 → 新たに証明書を添付する必要はありません。（保管していれば）写しを添付してください。

・ 証明書の写しを提出している場合 → 再度、写しを添付してください（令和6年度の加入証明に関するものであれば、証明日が古いものでも可）。

・ 証明書の原本、写しいずれも提出していない場合 → 原本を添付してください。

(7)営業所の見取図及び写真（6枚）

- ア 見取図
主たる営業所を**赤色**で表示した住宅地図を添付してください。
- イ 外観の写真（2枚）
営業所の建物全体（入口）及び看板・標識が確認できるもの。標識の室内掲示は不可。
- ウ 内部の写真（2枚）
什器備品（電話・机等）及び帳簿類が確認できるもの
- エ 機械器具・保管資材の写真（2枚）

(8)暴力団排除に関する誓約書

(9)業者カード

- ア 業者番号
平成17年度以降に入札参加資格を取得している場合は、認定通知書等記載の業者番号を記入してください。新規の場合は記入不要です。
- イ 希望工事(13ページ「希望工事種別表」参照のこと。)
希望工事は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できますが、1業者が希望できる工事種別数は最大で4種別です。
共同受付参加の市町村によっては希望工事の取扱いが異なる場合があります。その場合は本手引きに従って業者カードを作成するとともに、各市町村が設定した個別審査書類も作成し、市町村窓口へ提出してください。
- ウ 電子メールアドレス
建設工事関係部局からのお知らせ等に活用することがあります。携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受取容量が小さいものでの登録は控えてください。
(また、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。)
- エ 入札参加を希望する自治体欄
(1)の申請書記載のとおりに入札参加を希望する自治体の欄に「○」を記入してください。
※ 市町村に入札参加を希望する場合は、各市町村が設定している「個別審査書類」を別途市町村へ提出してください。(個別審査書類の県への提出は不要です。)

(10)総合評定値通知書の写し

直近の審査基準日のものの写しを提出してください。

(11)障がい者の雇用状況一覧、雇用等を証する書類

障がい者を令和6年1月1日時点において1年以上雇用している場合は、次のアからウの資料を提出してください。(2名分まで)。

- ア 障がい者であることを確認するための次のいずれかの資料
 - ① 身体障がい者手帳の写し
 - ② 療育手帳の写し
 - ③ 精神障がい者保健福祉手帳の写し
- イ 障がい者の常勤性及び1年以上雇用されていることを証する資料
次の(A)から(C)を参考にしてください(それぞれ①～③が必要)。

(A)健康保険・厚生年金保険強制適用事業所の場合

(法人及び常時5人以上の従業員を使用する個人事業所)

- ①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近のもの)
- ②健康保険被保険者証の写し
- ③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(当該障がい者に係るもの)

(B)(A)で健康保険の適用除外申請を行い、国民健康保険組合等に加入している場合

- ①厚生年金保険の標準報酬決定通知書の写し(直近のもの)
- ②国民健康保険組合等の被保険者証の写し
- ③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(当該障がい者に係るもの)

(C) 健康保険・厚生年金保険任意適用事業所の場合（従業員が4人以下の個人事業所）

- ①国民健康保険被保険者証の写し
- ②次のいずれか（直近の3年分）
 - ・事業主から源泉徴収を受けている場合・・・源泉徴収票の写し
 - ・事業専従者である場合・・・所得税の確定申告書第二表の写し
- ③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（当該障がい者に係るもの）

- ※ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しは、資格取得日及び事業者名が確認できるものを提出してください。
- ※ 提出書類に健康保険（社会保険）の被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、その箇所を見えないようにして提出してください。

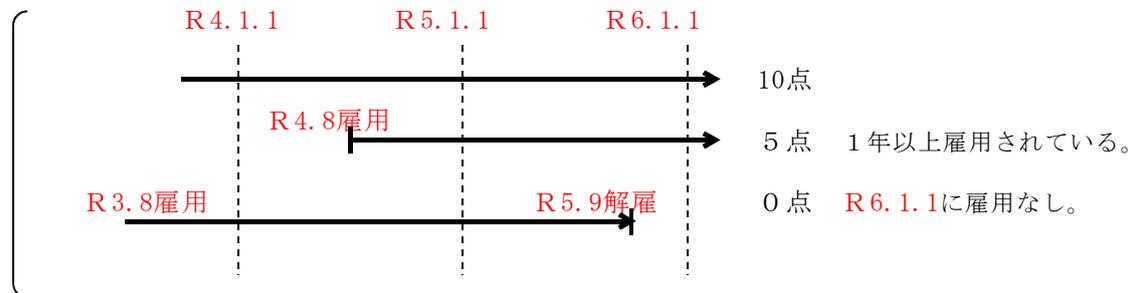
※ 上記にかかわらず、対象者がいわゆる後期高齢者医療制度に移行している場合は、次の書類が必要です。

- ①後期高齢者医療被保険者証の写し
- ②次のいずれか（直近の3年分）
 - ・住民税特別徴収税額通知書の写し
 - ・源泉徴収簿あるいは源泉徴収票の写しなど雇用関係が分かる資料

- ※ 原則として健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない職員は、常勤の職員として認められないので御注意ください。
- ※ 対象者が、厚生年金保険や雇用保険に加入できない正当な理由がある場合は、それを示す資料を提出してください（例：会社の役員の場合は登記事項証明書、同居の親族である場合は事業主の健康保険証の写し+本人の源泉徴収票の写し等）。
- ※ 法人の代表取締役、個人事業主は対象外とします。
- ※ 1年以上雇用されている者であっても、身体障がい者手帳等の交付後1年未満の者は対象外とします。

ウ 雇用開始年月日が分かる資料（この資料で雇用期間が不明な場合のみ）

「障がい者雇用」に対する加点例



(12) 若年者の雇用状況一覧、雇用等を証する書類

若年の対象者を令和6年1月1日時点において雇用している場合は、次のアからオの資料を提出してください。（5名分まで）。

※ 対象者は、「生年月日が昭和64（西暦1989）年1月3日以降で令和5年4月30日までに雇用された者」又は「生年月日が昭和63（西暦1988）年1月3日以降であっても令和4年4月30日までに雇用された者」です。

※ 法人の代表取締役、個人事業主は対象外とします。

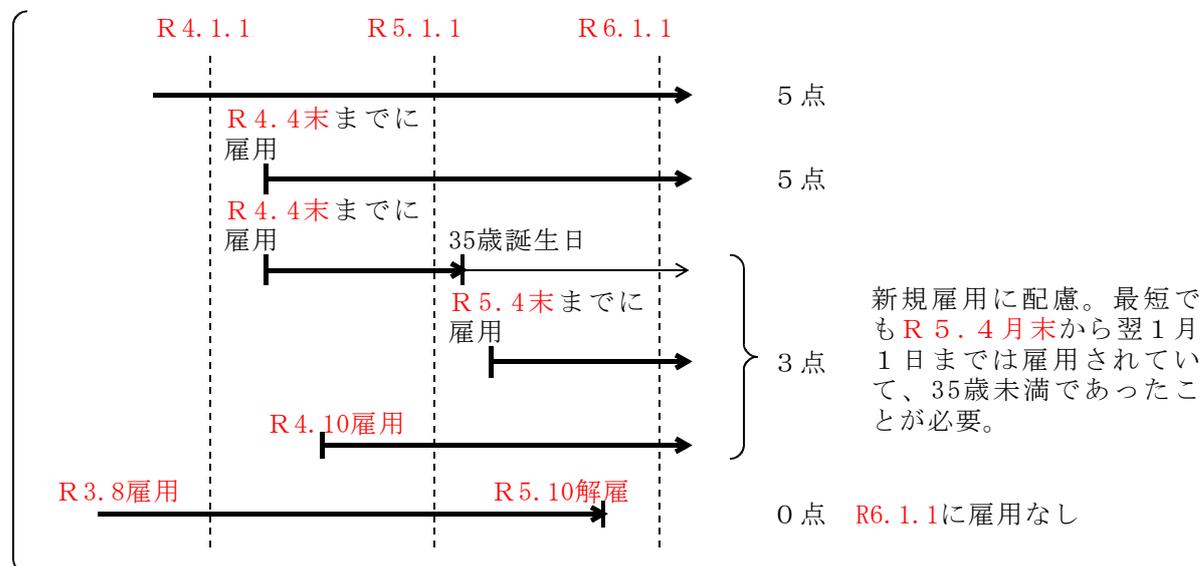
- ア 生年月日が確認できる資料
例 ・技術者資格者証（生年月日が記載されているもの）の写し
・健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書の写し など
- イ 若年者の常勤性及び1年以上雇用されていることを証する資料
（11）イの障がい者に係る資料に準じて申請しようとする期間分が必要です。
- ウ 雇用開始年月日が分かる資料（この資料で雇用期間が不明な場合のみ）
- エ 卒業証明書等
申請前3年以内に学校（学校教育法第1条の高校、大学、短大、高専）を卒業し、卒業後3か月以内に雇用されている場合のみ

オ 施工管理技士補の合格証明書（証明書を申請していない場合は合格通知書可）

入札参加資格申請の前年（R5）及び前々年（R4）に施工管理技士（1級又は2級）の一次検定（令和2年度までの学科試験は対象外）に合格した場合（一次検定合格後に二次検定に合格している場合も含む）のみ

「若年者雇用」に対する加点例

年齢に着目した制度なので、令和6年1月1日現在で雇用されていれば35歳未満であった時期に応じて加点する（太線部分が35歳未満の時期）。



(13) 女性職員の雇用状況一覧、雇用を証する書類

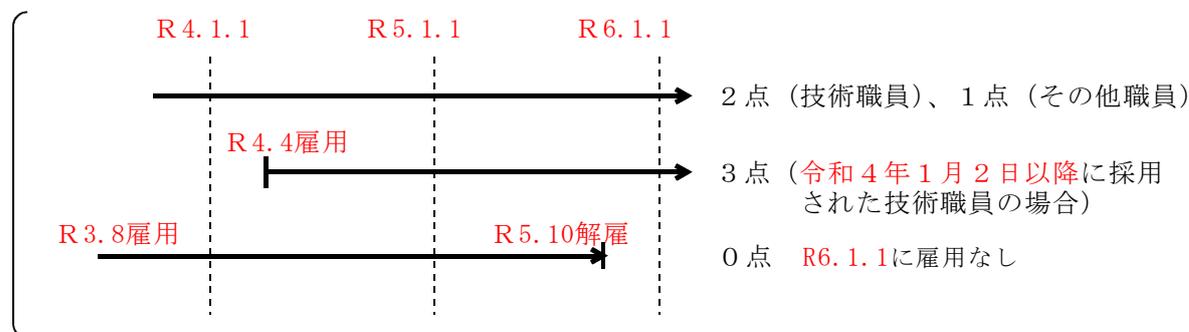
女性職員を令和6年1月1日時点において雇用している場合は、次のア、イの資料を提出してください。（10点を上限：技術職員2点、その他職員1点、新規雇用プラス1点）。

ア 雇用を証する書類（4ページ(11)を参照のこと。）

イ 技術者資格者証の写し等、技術者であることを証する書類

※ 新規雇用（令和4年1月2日以降に雇用）の女性職員が高評価（+1点）されます。

※ 法人の代表取締役、個人事業主は対象外とします。



(14) 格付けに係る技術者数及び職員数調書

直近の経営事項審査の審査基準日において、1年以上継続して雇用されている職員について、その職員数（事務職員含む。）と技術者数を記入してください。（その他の記入要領は経営事項審査と同様です。）

(15) ボランティア活動等実績申告書

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に活動したボランティア活動等（(20)の活動とは別）に企業として参加した実績を有し、加点を希望する場合は、ボランティア活動等実績申告書（別紙1）を暦年ごとに提出してください。

※ 申告書には主催者、活動回数（延べ日数）、活動内容等を具体的に記載し、申告書下欄において施設管理者、主催者等の証明をもらう（任意様式による証明書でも可）とともに、写真などの確認資料を添付してください。

※ 活動証明がもらえない合理的な理由がある場合は、証明書に代えて活動内容が客観的に判断できる確認資料（合意書等の写し、パンフレット、写真等）を添付してください。

※ 「徳島県土木施設アドプト」以外のアドプト活動（例：吉野川アドプト、市町村のアドプト）で申告する場合は、活動証明は不要ですが、「協定書の写し」、「報告書の写し」及び「活動状況の写真」を添付してください。

【認定基準】

- ① 企業としての活動であること。
 - ② 無償奉仕活動であれば、活動内容は問わない。
 - ③ 自主的に活動したものは、別紙1の下欄における証明印、あるいは施設管理者等の証明書(写し可、原本を提示すること)を提出すること。
 - ④ 活動回数分の写真を添付する。
 - ⑤ 同一事業でも、活動回数でカウントする。
 - ⑥ 大雪など異常気象時や浸水対応など災害関係の活動に関することも評価します。
- ※ 民間組織が主催するボランティア活動も評価対象になります。また、企業として参加していることが確認できれば、参加形態は問いません。

注意： 地域貢献活動における認定対象業務と提出書類について

※ 資格有効期間の複数年化に伴い、令和4年、令和5年の取組実績をそれぞれ確認し、評価値を平均化して令和6年度の評価とします。(緊急出動要請に対する活動については、毎年、前2年度の取組実績を反映します。)

※ それぞれの項目の評価は以下のようになっていますので、今一度御確認ください。

本手引の番号	認定対象業務	提出書類
(15)	ア ボランティア活動又はアドプト事業(ウの県アドプトを除く)(1回につき2点、最大10点) 【要件】・企業として活動していること。 ・無償奉仕活動であれば、活動内容は問わない。 ・自主的に活動したものは、施設管理者等の証明書を提出すること。 ・同一事業でも、活動回数でカウントする。 ・大雪など異常気象時や浸水対応など災害関係の活動に関することも可。	B-7
(16)	イ 従業員が消防団に加入している場合(1人2点で最高10点)	B-8 9
(20)	ウ 徳島県土木施設アドプト支援事業での活動(10点) 【要件】会社(単独)で参加、参加人数延べ12人以上 エ 深夜等の緊急出動要請に対する活動(1回につき4点、最大20点) 【要件】・深夜の緊急出動による活動(午後10時から午前5時の間に出勤したもの) ・警報発令時など作業条件が厳しい場合の活動 ・大雪時の除雪や倒木処理など総合県民局長等が困難かつ危険を伴う作業であると判断した災害時の活動 エ-2 県外で発生した大規模災害時の支援活動 【要件】・他県の団体と締結した相互支援協定又は被災自治体等の要請に基づく支援活動(1回につき5点、過去2年(暦年)の実績を評価、最大20点) ・資機材の提供のみの場合は該当しない。	C-1
	オ 県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動(10点)	C-2
その他	カ 各庁舎と「異常気象時の応急工事に関する協定書等」を締結している場合(10点)	不要

注1) イとカはどちらか一方のみ加点する。

注2) ウとオはどちらか一方のみ加点する。

注3) ウの人数要件に満たない実績であっても、対象期間中の活動については(18)の申告書で申告すること。 → 活動回数×2点(上限10点)で加点する。

注4) エ、エ-2について、既に令和4年分の実績を提出済みの方は、同年分の再提出は不要。

(16)消防団員の雇用状況一覧表、消防団加入証明書及び雇用等を証する書類

該当する従業員の加入する消防団ごとに、消防団事務局の発行する別紙証明書(原本)を添付してください(最大5名まで)。

(11)のイの要領で、従業員との雇用関係が確認できる資料を提出してください(1年あるいは2年分。1年以上雇用されている方が高評価となります)。

※ 消防団員については、代表取締役、事業主であっても対象となります(適正な社会保険加入が必要)。

【証明願の申請に当たって注意事項】

- ・ 証明願の様式及び申請先の消防団事務局は別添ファイルを参照してください。
- ・ 証明願にあらかじめ消防団加入を証明してもらおうとする者を記入して申請してください。
- ・ 加入している消防団は、主たる営業所の所在地を管轄するものに限りません（通常は従業員の住所地の消防団と思われます。）。
- ・ 証明者は消防団長となる事務局が多いようですが、念のため、宛名は、証明窓口担当者の指示に従って申請の場で自筆してください。
- ・ 証明機関側で証明願の原本を保管する場合は想定されますので、証明をしてもらおうとする際には証明願を2通作成しておくか、作成した証明願のコピーを持参しておいてください。
- ・ 所属する消防分団の団長の個人印等による証明は不可とします。

(17) CCUSの事業者登録を確認できる書類

令和6年1月1日までにCCUSの事業者登録を行い、継続している場合は、事業者登録完了のはがきの写し又は事業者登録完了のメールの写し、及び事業者ログイン画面（直近のもの）の写しを提出してください。

(18)はぐくみ支援企業の認証について

令和6年1月1日までははぐくみ支援企業の認証を受け、継続している場合は認証有になります。確認のための添付書類は不要です。
また、「プラチナくるみん」認定事業者も認証有になります。

(19)特殊機械所有状況等報告書

ほ装工事・道路区画線工事・法面処理工事を希望する場合は、必ず提出してください。
報告書には、直近の経営事項審査を受けた決算期において減価償却の対象となった機械及び当該決算期以降に新規取得した機械のみ記載してください。所有していない場合も「該当なし」と記載して提出してください。

(20)「徳島県土木施設アドプト支援事業及び緊急出動に係る申告書」、「県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動に係る申告書」及び「県外における大規模災害時の支援活動に係る申告書」

地域貢献のうち各総合県民局長等が評定する次のものについては申告が必要となるので、これらの加点を希望する場合は、ア、ウ及びエについては別紙2（2-2）の申告書を、イについては別紙3の申告書を、入札参加資格申請受付期間中に各総合県民局長県土整備部等の担当次長まで提出すること。

- ア 「徳島県土木施設アドプト支援事業」に参加し、覚書に基づく適正な活動を行っており、次の全てに該当するもの
- ① 会社（単独）として参加していること。
 - ② 参加人数は延べ12人以上であること。
- ※ 人数要件を満たさない活動であっても、令和4年及び令和5年(暦年)中の活動については申告すること。
- イ 県土木施設に関して3年以上継続している草刈等の無償奉仕活動であって、総合県民局長等がアに準じる活動と認めるもの（今回は令和2年～令和4年及び令和3年～令和5年の各3年間の活動状況をそれぞれ評価するため、別紙3は4年間表記となっています。）。
- ウ 徳島県から災害時などに緊急出動を要請された活動で、次のいずれかに該当するもの
- ① 深夜の緊急出動による活動（午後10時から午前5時の間に出勤したもの）
 - ② 警報発令時など作業条件が厳しい場合の活動
 - ③ 大雪時の除雪や倒木処理など総合県民局長等が困難かつ危険を伴う作業であると判断した災害時の活動
- エ 県外における大規模災害時の支援活動で、次の全てに該当するもの
- ① 令和4年から令和5年(暦年)までの2か年に行った活動
 - ② 他の都道府県の団体と締結した相互支援協定又は被災自治体等の要請に基づく支援活動
 - ③ 資機材の提供のみではない。

6 問合せ先

徳島県県土整備部 建設管理課 審査担当（電話088-621-2519・2624）

各総合県民局 県土整備部 又は 東部県土整備局

【各庁舎連絡先】	徳島庁舎（契約・指導担当）	0 8 8 - 6 5 3 - 8 8 4 9
	鳴門サービスセンター（企画総務担当）	0 8 8 - 6 8 4 - 4 6 2 0
	吉野川庁舎（総務担当）	0 8 8 3 - 2 6 - 3 7 1 3
	阿南庁舎（企画担当）	0 8 8 4 - 2 4 - 4 2 1 1
	那賀庁舎（企画・用地担当）	0 8 8 4 - 6 2 - 0 0 7 4
	美波庁舎（企画・用地担当）	0 8 8 4 - 7 4 - 7 4 3 5
	美馬庁舎（企画担当）	0 8 8 3 - 5 3 - 3 4 0 7
	三好庁舎（企画担当）	0 8 8 3 - 7 6 - 0 6 0 5